

広島地方裁判所委員会（第19回）議事概要

第1 開催日時

平成22年3月2日（火）午後3時00分～午後5時00分

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 相澤吉晴，伊木剛二，奥田哲也，河合文江，木村 豊，芝田俊文，高杉敬久，寺川良一，野崎 薫，畑矢健治，松村秀雄，山田 康，吉原 誠，吉村幸子（敬称略 五十音順）

[事務担当者] 谷野事務局長，岩崎総務課長，倉迫総務課課長補佐

第4 議事（発言者： 委員長， 委員， 事務担当者。議事内容については，別紙のとおり）

1 新任委員紹介

2 議事内容の公開方針等について

3 議事

(1) 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ委員会委員の傍聴について

(2) 司法制度改革の全体像について

(3) 犯罪被害者保護制度について

(4) 裁判員裁判の運用状況について

4 次回のテーマについて

(1) 法テラスの業務について

(2) 裁判の迅速化の状況について

5 次回期日

平成22年7月6日（火）午後1時

(別紙)

1【新任委員紹介】

(委員長から、新任委員1人を紹介し、同委員からあいさつがあった。)

2【議事内容の公開方針等について】

(委員長より、本委員会での議事については、事前に報道機関から申出があれば、議事開会前までの撮影及び開始後のペン取材を認めており、また、議事内容については、広島地方裁判所のホームページ上に、委員長、委員、事務担当者の別だけが明らかになるように編集の上、議事の概要を掲載している旨説明)

3【地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ委員会委員の傍聴について】

(広島弁護士会及び地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ委員会から要望のなされた本委員会の傍聴について、次回の広島地方裁判所委員会から、地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ委員会委員の傍聴を認めることとした。)

4【司法制度改革の全体像について】

(事務担当者から、司法制度改革の背景、司法制改革の流れ及び司法制度改革の全体像について説明)

例えば、法曹人口の拡大にしても、今、法科大学院の関係について合格率等で見直しが進んでおり、定着したというより、よりよい司法制度に向けての改革が今も継続しているなど、今後も変えていくという説明が欲しかった。また、被害者の参加制度は、裁判員制度とともに司法制度改革の流れの中で出てきたものと考えていたが、先ほどの説明にはなかったように思われる。犯罪被害者保護制度が整備されたのは、どのような経緯か教えていただきたい。

犯罪被害者保護制度については、次の議題で説明したい。

司法制度改革の全体像がよく分かり、こういう流れだったんだなということを変更して再認識した。当初考えていた司法制度改革の目玉みたいなものは、これですべて基本的には終わったと考えてよいか。何か項目として残っている事項があるか。

項目としては、ほぼ尽きていると思われる。ただ、これで終わったということではなく、これから進めていかなければならない部分はまだまだかなりあると思われる。法曹人口にしても、今、弁護士が全国で3万人を超え、広島では10年前までは250名ぐらいだったところ、現在は、400人ぐらいで、弁護士が急増している状況にあり、このままでは就職もできない弁護士も存在するようである。現在、法曹になる人を毎年3,000人ずつにしようということでは考えられているが、本当にこのままでよいのかという議論が改めて行われており、中身については、これから更に検討していかなければならない部分があるいろいろな分野であると考えている。

時効制度は司法制度改革に絡んでこないのか。

先ほどの被害者保護の点も、もともとの事前規制・調整型から事後監視・救済型というような大枠の司法制度改革の流れとは別ルートから出てきたものと理解している。被害者の方の運動などがもとで、それも大きな柱となって国民参加にリンクしたのではないかという思いもある。また、時効に関しても、被害者の方々の御意見・御要望などをもとに審議会などでいろいろ検討し、今、案が出てきている。具体的にどうなるかはこれからになると思われるが、刑事裁判の関係では、もちろん被害者保護だけではなく、刑事裁判全体の中での位置付けや、昨今の記事などにも出ているように、時効が延びた場合の証拠品の扱いなど、いろいろ波及するものについても検討を尽くさないと新しい制度はできず、今後の法案の動きを見ている状態である。

5 【犯罪被害者保護制度について】

(事務担当者から、刑事手続における主な犯罪被害者保護制度の概略を説明)

（河合委員から，検察庁作成パンフレット「犯罪被害者の方々へ」に基づき説明）

（奥田委員から，裁判所作成リーフレット「犯罪によって被害を受けた方へ」に基づき説明）

（木村委員から，法テラス作成リーフレット「犯罪被害者支援」に基づき説明）

法テラスへの相談は，基本的に有料と聞いた気がするが，例えば，民事の司法扶助とか国選弁護士をつけるということについて，利用者の所得との関係はどうなるのか。関係があるとすれば，所得証明か何かが必要か。

細かい資料を持っていないが，法律扶助で弁護士をつける費用等を立て替えてもらうには，一定の所得以下であるということが必要となり，その所得を示す資料が必要となる。また，その前に法律相談というのがあるが，これも所得が一定以下だった場合には無料となる。なお，所得に関する資料をお持ちにならないで法律相談を受けた場合，後に資料を出していただき，一定の収入以下だと無料となるが，それより上の場合，さかのぼって法律相談の分のお金を請求するという運用をしているかについては，基本的には，相談の段階では費用は頂かずに相談しているのではないかと思われる。また，生活保護や生活扶助を受給されている方については，基本的には免除するという方向であり，資力要件的には生活保護の受給証明を出しさえすれば，それだけでよいと思われる。

世帯としての収入はとても高いが，本人がそこから何か訴えたいとか逃れたいときに，所得の制限があると相談しにくいということが現実にある。本人自身が，しかも証明書を持ってこいと言われると，とても無理なのではないか。

私自身，直接法テラスの業務に関わっているわけではないが，例えば，家族4人で，子供たちが実際には働いている場合，その所得を全部合算するのではなく，その中から家計に入れていない場合は除くなどの考慮をすとか，

住民票上は夫婦と子供がいるけれども，夫婦で別居して，実際は子供を連れて出ている場合は，夫の収入は考えないというように，現実的な対応をとって収入の判断をしているのだろうと思われる。また，必ずしも証明がない場合でも，市・県民税課税台帳記載事項証明という，いわゆる所得証明を出していただくことで判断するなど，現実的な対応をとっている状況にあると思われる。

被害者が裁判に参加することによって，いわゆる公判にかかる時間というのは今までよりも長引くことにならないのか。また，被害者が登場することによって，争点が混乱したり，あるいは検察官の求刑と被害者が考えている求刑とが異なったりした場合，どのように裁判を進めていくのか。

被害者が参加される場合，検察庁としては，被害者の意向としてどのようなことをしてほしいのかという要望などについて，詳細な打合せを被害者本人なりその弁護士と行うことになる。争点が増えるかについては，裁判を進めるのは検察官であり，検察官としては証拠と法律の手續にのっとった形で進めていくことになるため，被害者にもその辺の御理解をいただくようにできるだけ説明をしている。また，被害者が意見を述べられる場合，若干その時間は増えると思われるが，基本的には，争点が増えて全体が長引くことのないよう，検察庁でも十分打合せを行う。刑事裁判での質問は，重複があっても制約されるので，被害者が自分でどうしても直接聞きたいというものは聞いていただくとかして，全体の時間が長引かないような形を心がけて対応している。また，求刑について，裁判員裁判などでは，被害者が検察官よりも高い求刑をされているのがいくつもあるが，検察官側で「いや，それは高すぎる。」というようなことを言ったりせず，被害者の思いを述べていただくようにしている。

6 【裁判員裁判の運用状況について】

（事務担当者から，裁判員裁判の運用状況及び裁判員に対するアンケート結果について説明）

アンケート結果では、例えば、20代といっても、20歳から29歳までの幅があり、70歳以上も幅がある。また、学生も参加してるようであるが、いわゆる経験とか、いろいろなことを考えると、裁判員はどのような選び方をされたのかが気になる。

裁判員の選任方法は、まず、裁判員候補者名簿に載せるときに、選挙権を有する方から無作為に抽出され、また、具体的な事件ごとに裁判所に来ていただく場合も、その候補者名簿の中から無作為に抽出して選んでおり、性別、年代、職業など、どのような方が来られるかというのは、まったくの偶然となる。ただ、70歳以上や学生の方、また、重要な仕事を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれのある場合や、親族・同居人の育児や介護を行う必要がある場合も辞退が認められるため、参加された方は、ある程度日程的な余裕のある方が選ばれてくると思われる。さらに、最終的な選任段階においても、参加された方の中からパソコンでアトランダムに抽選を行うため、年代、性別、職業については、選択の余地がないということになる。

その結果が、このような分布になることは理解はしたが、今後、どうなるのか興味のあるところである。恣意的に選任していないことは理解した。

裁判員は、直接、裁判の中で被告人と顔を突き合わせる事となるが、裁判が終わった後の精神的なケアとかその辺の対策は、どのような形でなされているのか。

裁判員に対するメンタルヘルスケアについては、最高裁において、裁判員の事件を担当したことによる精神的ダメージを受けられた方への電話相談などの制度なども設けており、そういう形でのサポートなどもさせていただいている。

補足すると、各自治体ごとにこういう精神科のお医者さんがおられますよという紹介も行えることになっている。

現在までの段階で、広島地方裁判所にそのような問い合わせはあるか。

最高裁判所が設置したサポートセンターが窓口となっており、直接、広島

地裁にそのような問い合わせはない。

アンケートでは、否認事件の方が理解しやすいという結果となっており、想像であるが、否認事件の場合は、検察官と弁護人との対立構造が非常によく分かるので、理解しやすい、逆に言うと、自白事件の場合は対立点が見えないのだと思われる。そういう意味から、今後よく考えないといけないうのは、自白事件ほど対立点を明確にしてあげないと、裁判員には理解しにくいと思われる。公判前の手続の段階で、きちんと争点を明確にする作業が自白事件ほど必要性が高いのではないかということが、これでよく分かるような気がする。

否認事件のほうが理解しやすいというアンケート結果については、その理由をうまく説明できないところがある。ただ、どの事件でも、対立点、争点を明らかにするという事は公判前の整理手続の中で当然行われており、それを公判になって裁判員の方にどれだけきちんと理解していただくかということだろうと思う。

自白と否認という区分だけだと、例えば、自白事件でも動機などの情状面を本格的に争っているものなど、実質争点はあるものでも自白事件の分類になってくる。また、否認事件でも、事実を争っているけど比較的認定が容易なものもあるので、多分そのようなところや、今御指摘のあった対立点が見えにくいというところと、両方あるのではないかなというのが個人的な感想である。

実際に担当している者としては、自白事件だから争点がないということではなく、検察官はどういう点に情状の重きを置いているのか、弁護人はそれに対してどういう点について重きを置いているのかということをお聞きしている。それらを踏まえ、立証しようとしている事実について、その証拠が必要かどうかということについて裁判所は意見を述べ、取舍選択している。したがって、事件によっては、それぞれ力点が違うような場合、例えば、検察官は犯行の態様や結果の重さに力点を置き、弁護人は事件自体の情

状よりも被害弁償を行っていることに力点を置くというように、必ずしも争点がかみ合っていないという場合も、かみ合わせようがないという場合もある。

ただ、事件自体やったことは間違いないが、被害者に落ち度があったかどうかというような、ある意味、情状面において争いがあった対立しているというような場合には、どの事実についてあったのかなかったのかと、その下の段階の経緯などについても細かく聞いていき、最終的に、それに必要な証拠を決めているということも行っている。

新聞で、裁判員と補充裁判員がプライバシーの関係で外されたということが載っていたように思うが、それは事件と関わりがあったからなのか、プライバシーの問題のある発言があったのかについて、言える範囲でコメントしてもらいたい。私が参加して外されたことを考えた場合、ショックを受けるのではないかと考えている。

裁判所としては、解任されたかどうかということについても、あまり明らかにしないというスタンスをとっている。例えば、裁判員の方の発言が評議の中で不適切で、評議を継続することができないなどの理由で解任したという方が仮におられたとした場合、そういう理由を公開すると、それ自体がニュースとなり、その方が傷つくということになるため、裁判員なり補充裁判員を解任した理由については、一切明らかにしないというスタンスをとっている。反面、それが憶測を生んでいるという部分もあるが、裁判所としては、そういう考えに基づいて配慮している。

解任という言葉には、やめさせたというような響きがあるが、外れることを裁判所が認めたというときにも、用語として解任という言葉を使用している。そこで、解任の理由について聞かれた場合、総務課の対応としては、それはプライバシーに関することですからお答えできませんというような回答の仕方をしているが、解任したといっても、裁判所がやめさせたというわけではないことについて御理解いただきたい。

現在までに判決のあった6件において、裁判のスピード化という部分で、どの程度、裁判の期間が短縮されたのか。

連日的開廷を行っている関係で、公判の審理の期間だけ見れば、格段に短くなっている。ただ、起訴されてからの期間は、事件によって異なり、公判前整理手続に時間がかかる事件では、その分、公判も先になってしまう。事件の内容が複雑になってくると、どうしても公判前整理手続が長引くというような傾向があり、それをいかに短縮するかが裁判所を含めた法曹全体の課題ではないかと考えており、鋭意努力しているところでもある。

裁判員制度の運用については、今年が正念場だというふうにも言われており、今後とも全体的な動向を見ていきたいと考えている。

7【次回のテーマについて】

広島地裁が扱う事件数の推移や、裁判官がどのくらいの事件を担当しているのか、また、迅速化の法律の中で、2年以内といいながら、なかなか難しい事件もあると思われるので、事件数の問題と、裁判官の数の問題等について説明してもらい、そういった全体の問題をとらえて、裁判所の在り方を検討するという視点はあるかなと思っている。

裁判の迅速化についての検証結果は2年ごとに報告されているが、広島での状況はどうかということによろしいか。

法テラスの中身について説明を受けたい。

法テラスには各都道府県の県庁所在地ごとに地方事務所があり、所長は基本的に弁護士であるが、その他、いろいろなスタッフがあり、法テラスの広島地方事務所に連絡をすれば、適任者を派遣してもらえられると思われる。

次回のテーマは、法テラス広島地方事務所の方をお招きして法テラスの業務を説明いただくとともに、広島地裁の裁判の迅速化の状況について御説明するという事で差し支えないか。

(各委員了承)

8【次回期日】

平成22年7月6日(火)午後1時

(資料1)

広島地方裁判所委員会(第19回)進行次第

期日 平成22年3月2日(火)午後3時

場所 広島地方裁判所大会議室(南棟3階)

1 新任委員紹介

2 議事内容の公開方針等について

3 議事

(1) 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ委員会委員の傍聴について

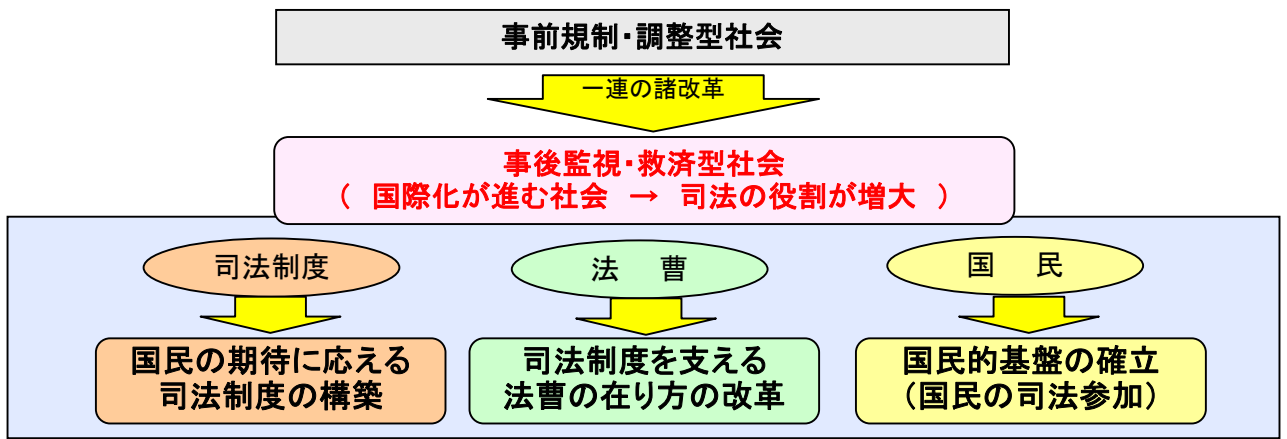
(2) 司法制度改革の全体像について

(3) 犯罪被害者保護制度について

(4) 裁判員裁判の運用状況について

4 次回のテーマについて

5 次回期日について



国民の期待に応える司法制度の構築

<p>裁判の迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一審の裁判を2年以内に終わらせることを目標とすることなどを内容とする「裁判の迅速化に関する法律」の制定 <p>総合法律支援の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本司法支援センター（法テラス）の設立 	<p>(刑事司法制度改革)</p> <p>刑事裁判の充実・迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> 公判前整理手続の創設，証拠開示の拡充 連日的開廷 等 <p>国選弁護士制度の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 被疑者・被告人の国選弁護士制度の整備 <p>検察審査会の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 検察審査会の議決に対する一定の法的拘束力の付与
<p>(民事司法制度改革)</p> <p>民事裁判の充実・迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画審理制度の導入 専門委員制度の導入 等 <p>知的財産関係事件への総合的な対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的財産高等裁判所の設置 <p>労働関係事件への総合的な対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働審判制度の導入 <p>家庭裁判所・簡易裁判所の機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事訴訟（離婚等の家庭関係事件）の家庭裁判所への移管 簡易裁判所が取り扱うことができる請求の上限を拡大（90万円 140万円） 等 <p>権利の確実な実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事執行制度の改善（不動産執行妨害への対策等） <p>裁判所へのアクセスの拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 訴訟手数料額の全体的な引き下げ <p>裁判外の紛争解決手続（ADR）の拡充・活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁法制の整備 行政訴訟制度改革 	

司法制度を支える法曹の在り方の改革

法曹人口の拡大

- 司法試験合格者数を増加し，法曹人口を拡大

新しい法曹養成制度の導入

- 法科大学院の設置 等

裁判官制度改革

- 民事調停官及び家事調停官制度の創設（非常勤裁判官制度の導入）
- 判事補が一定期間弁護士の職務を経験する制度の創設
- 裁判官の任命手続の見直し（諮問機関の設置等）
- 地方裁判所委員会の設置（裁判所運営への国民参加） 等

検察官制度改革

- 検事を一定期間公益的活動を行う民間団体や民間企業に派遣するとともに，弁護士の職務を経験する制度の創設

弁護士制度改革

- 弁護士資格の特例を拡充（司法試験合格後の企業法務担当者等）
- 弁護士報酬について適正な競争が行われるための方策 等

国民的基盤の確立(国民の司法参加)

裁判員制度の導入

- 平成11年 7月 司法制度改革審議会を内閣に設置
- 平成13年 6月 司法制度改革審議会が最終意見書を内閣に提出
- 11月 司法制度改革推進法成立
- 12月 司法制度改革推進本部を内閣に設置
- 平成14年 3月 司法制度改革推進計画を閣議決定

【平成14年に成立した法律】

弁理士法の一部を改正する法律
司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律
学校教育法の一部を改正する法律
法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律
司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律

【平成15年に成立した法律】

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律
裁判の迅速化に関する法律
民事訴訟法等の一部を改正する法律
人事訴訟法
司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律
仲裁法
担保物件及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律

【平成16年に成立した法律】

弁護士法の一部を改正する法律
労働審判法
刑事訴訟法等の一部を改正する法律
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
総合法律支援法
行政事件訴訟法の一部を改正する法律
知的財産高等裁判所設置法
裁判所法等の一部を改正する法律
判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律
労働組合法の一部を改正する法律
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律
民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律
犯罪被害者等基本法
裁判所法の一部を改正する法律

関係法令の立案作業等

- 平成16年 11月 司法制度改革推進本部設置期限
- 12月 司法制度改革推進室を内閣に設置

【平成18年に成立した法律】

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律

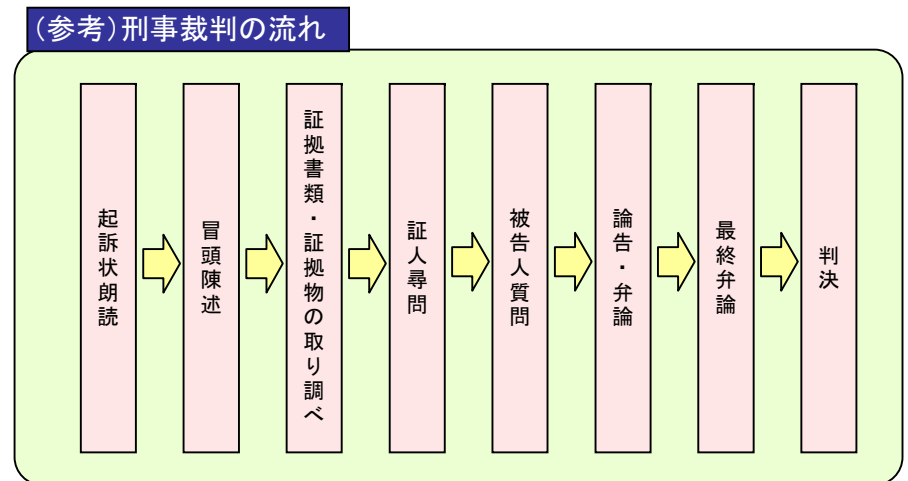
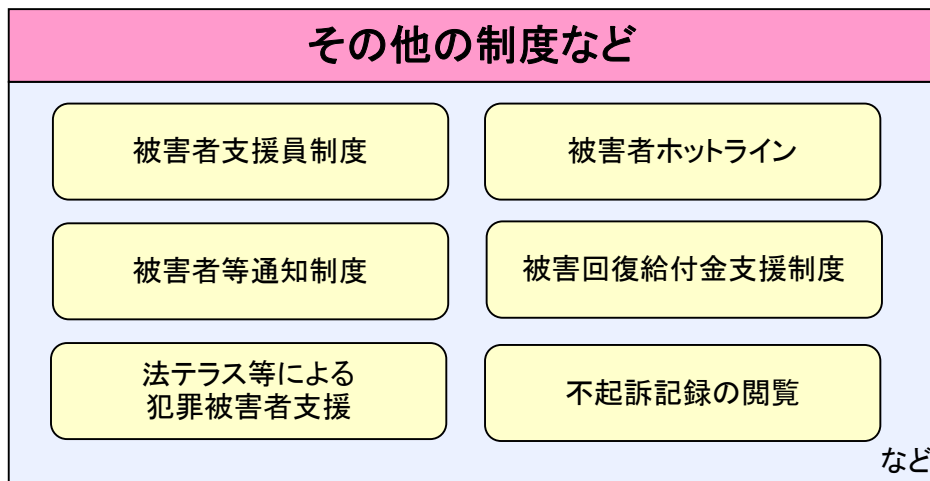
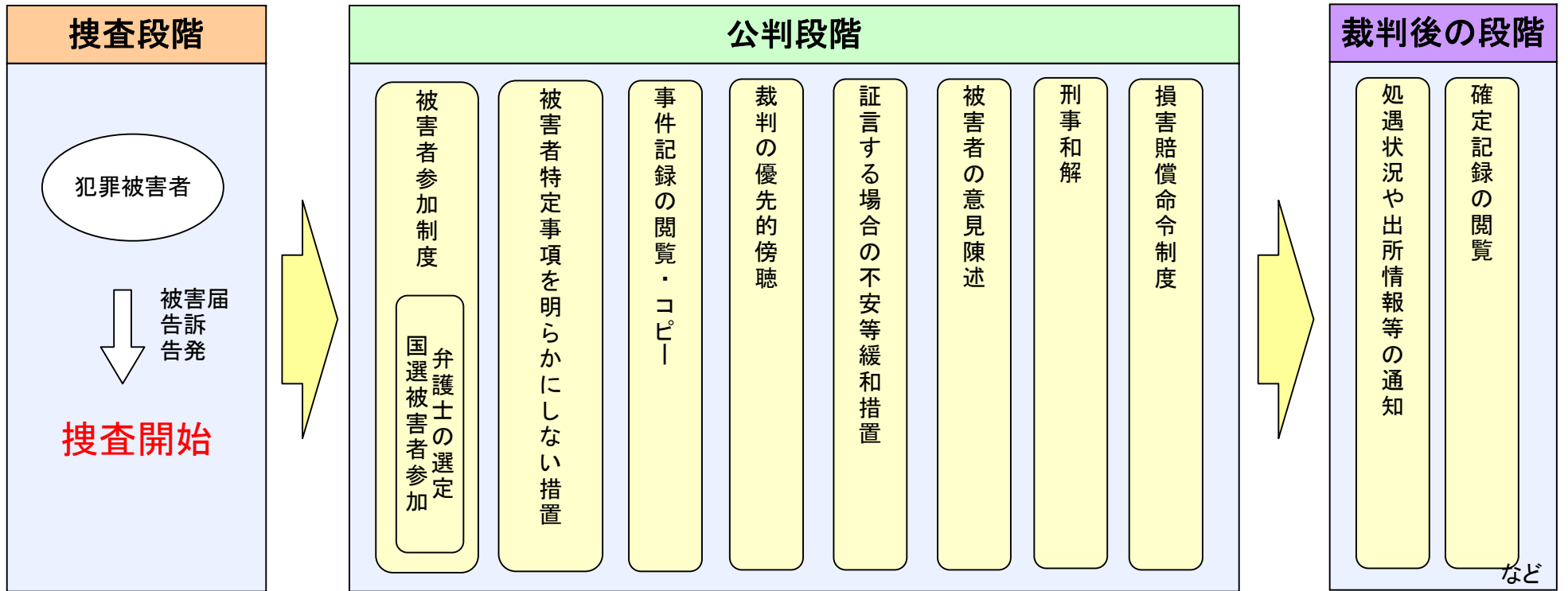
【平成19年に成立した法律】

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律
犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

改革のフォローアップ等

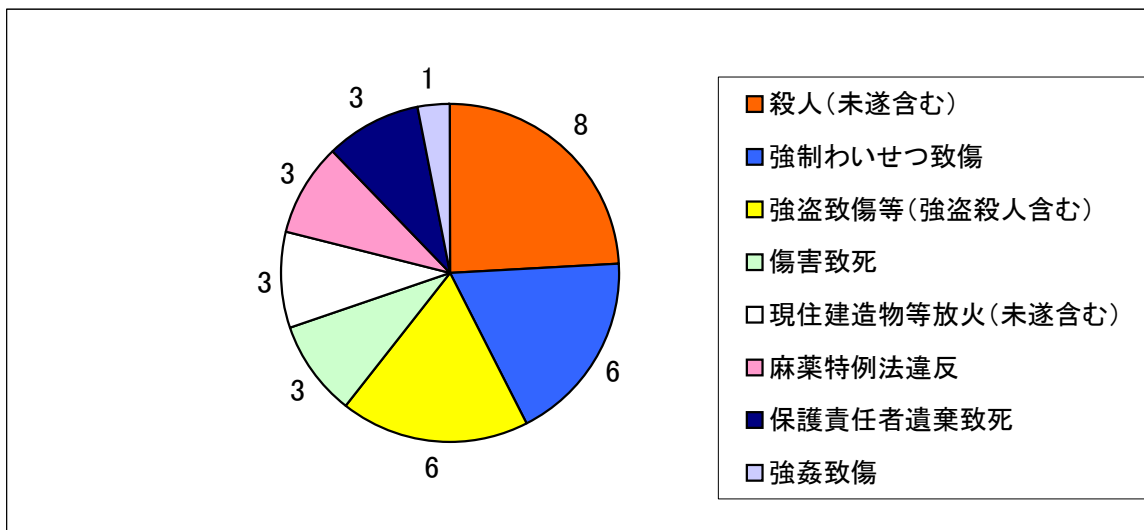
(資料4)

犯罪被害者保護制度
～刑事手続を中心とした主要な制度～



裁判員裁判の運用状況

1 広島地裁に起訴された裁判員裁判(平成22年2月23日まで)…33(延べ人員数)



2 選任手続に関するデータ

	1号	2号	3号	4号	5号	6号	合計
A 選定された裁判員候補者	110	80	70	110	80	80	530
B 呼び出さない措置が取られた候補者数	29	25	26	30	24	23	157
b うち、辞退が認められた候補者数	27	24	26	30	24	21	152
C 呼出状を送付した候補者数(A-B)	81	55	44	80	56	57	373
D 呼出取消しがされた候補者数	28	21	18	31	18	14	130
d うち、辞退が認められた候補者数	27	21	17	30	18	14	127
E 選任手続期日に出席した候補者数	48	30	23	36	35	41	213
F 裁判員候補者の出席率(E÷(C-D))	90.6%	88.2%	88.5%	73.5%	92.1%	95.3%	87.7%
G 選任手続当日に辞退が認められた候補者数	5	3	1	3	0	1	13
H 辞退が認められた候補者数の割合((b+d+G)÷A)	53.6%	60.0%	62.9%	57.3%	52.5%	45.0%	55.1%
I 選任した裁判員の人数	6	6	6	6	6	6	36
J 選任した補充裁判員の人数	3	3	2	3	2	3	16

3 選任されなかった候補者に対する法廷見学会に関するデータ

	1号	2号	3号	4号	5号	6号	合計
K 選任されなかった候補者数(E-I-J)	39	21	15	27	27	32	161
L 法廷見学会出席者数	15	14	14	15	20	13	91
M 出席率(L÷K)	38.5%	66.7%	93.3%	55.6%	74.1%	40.6%	56.5%

4 裁判員等経験者の記者会見に関するデータ

	1号	2号	3号	4号	5号	6号	合計
N 出席者数	8	3	3	6	8	5	33

5 終局データ(人員別)

	罪名	自白・否認の別	有罪・無罪の別	量刑	執行猶予	保護観察	上訴
1号	強盗致傷	一部否認	有罪	懲役5年	-	-	上訴
2号	殺人	自白	有罪	懲役16年	-	-	上訴
3号	強制わいせつ致傷等	自白	有罪	懲役3年	5年	○	確定
4号	強盗致傷	一部否認	有罪	懲役4年6月	-	-	上訴
5号	傷害致死	自白	有罪	懲役3年	4年	-	確定
6号	強制わいせつ致傷	自白	有罪	懲役3年	5年	○	確定